

平成25年三重県議会定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料

◎議案事項

議案第145号

平成25年度三重県一般会計補正予算（第6号）について （県税収入補正予算について）	1
--	---

議案第162号

三重県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例案について	2
----------------------------	---

議案第167号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について	3
----------------------------	---

議案第168号

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案について	4
------------------------------	---

議案第173号

三重県税外収入通則条例の一部を改正する条例案について	5
----------------------------	---

◎所管事項

1 平成26年度当初予算要求状況（総務部関係分）について	6
2 税外の未収金対策について	
（1）債権管理及び私債権徴収条例（仮称）〈最終案〉について	12
（2）三重県税外収入通則条例の改正について	28
（3）「平成25年度債権処理計画（目標）」の目標額の確認について	38

平成25年12月12日

総務部

◎議案事項

議案第145号

平成25年度三重県一般会計補正予算（第6号）について
（県税収入補正予算について）

平成25年度県税収入については、今回の補正予算において36億1,100万円を増額し、補正後の県税収入額は、2,100億8,500万円と見込んでいます。

主な要因は、法人二税が法人の業績回復による増により29億4,000万円の増収、地方消費税が個人消費の持ち直しによる譲渡割の増により7億8,100万円の増収、個人県民税が景気回復による所得割の増により2億7,800万円の増収、自動車税が徴収率の上昇による増により1億6,700万円の増収になると見込んでいます。

一方、軽油引取税がディーゼル車の保有台数減少等による軽油消費量の減により5億5,500万円の減収になると見込んでいます。

なお、地方法人特別譲与税は全国の地方法人特別税収の増により16億3,100万円の増収になると見込んでいます。

（単位：百万円、％）

事項 税目	当初(補正前) 予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 予算額 (A)+(B)=(C)	対補正 前比 (%) (C)/(A)	前年度 決算比 (%)	補正理由
個人県民税	63,540	278	63,818	100.4	99.9	景気回復による所得割の増
法人県民税	9,218	164	9,382	101.8	99.3	法人の業績回復による増
法人事業税	32,133	2,776	34,909	108.6	113.5	法人の業績回復による増
地方消費税	36,903	781	37,684	102.1	100.0	個人消費の持ち直しによる譲渡割の増
自動車税	28,094	167	28,261	100.6	99.5	徴収率の上昇による増
軽油引取税	21,793	△555	21,238	97.5	98.9	ディーゼル車の保有台数減少等による軽油消費量の減
その他の税	14,793	0	14,793	100.0	86.2	
県税計	206,474	3,611	210,085	101.7	100.6	
地方法人特別譲与税	24,613	1,631	26,244	106.6	114.8	全国の地方法人特別税収の増
合計	231,087	5,242	236,329	102.3	102.0	

法人二税	41,351	2,940	44,291	107.1	110.2	
法人二税 + 地方 法人特別譲与税	65,964	4,571	70,535	106.9	111.9	

議案第162号

三重県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例案について

1 制定理由

国から交付される地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）により、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、三重県地域経済活性化・雇用創出臨時基金を設置するものです。

2 主な制定内容

- (1) 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定します。
- (2) 平成27年3月31日までを実施期間とする事業の事業費の精算が完了した日限り、その効力を失います。
- (3) 基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとします。
- (4) 交付金を国庫に返納する事由が生じた場合は、処分の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができます。

3 今後の基金の活用

平成26年度予算に計上する建設地方債の対象となる県単独事業の財源として活用します。

4 施行日

公布日から施行

議案第167号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する平成25年10月10日付けの給与改定に関する報告等に鑑み、勤務一時間当たりの給与額を改正するものです。

2 改正内容

時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算定で用いる勤務一時間当たりの給与額の算定基礎として、初任給調整手当、特殊勤務手当（月額）、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及び農林漁業普及指導手当を加えます。

【勤務一時間当たりの給与額の算定基礎】

現 行	改正後
給料の月額 給料の月額に対する地域手当	給料の月額 給料の月額に対する地域手当 初任給調整手当 特殊勤務手当（月額） 特地勤務手当（準ずる手当を含む） 農林漁業普及指導手当

【手当概要】

- ・初任給調整手当・・・民間等との初任給の差に起因する採用困難等の事情を緩和し、人材確保を目的として医師、歯科医師に支給
- ・特殊勤務手当・・・著しく危険、不快、不健康、又は困難な勤務に対して支給
(県税事務手当)・・・県税の賦課及び徴収に従事
(訓練指導手当)・・・職業訓練指導または、農業実習教育に従事
(保健福祉業務手当)・・・医療・福祉施設において、指導、診療、看護等に従事
- ・特地勤務手当・・・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給
- ・農林漁業普及指導手当・農業、林業、水産業の改良普及事業にもっぱら従事する職員に支給

3 施行日

平成26年1月1日

議案第168号

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

国家公務員退職手当法等の一部改正に鑑み、定年前早期退職者募集制度の創設等に関し、規定を整備するものです。

2 改正内容

(1) 退職理由として勧奨退職を廃止するとともに、早期退職募集制度を設け募集実施要項の記載事項等を定めます。

早期退職募集制度は、次のいずれかを対象として定年前に退職する意思を有する職員の募集を行う制度です。

① 年齢別構成の適正化を目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の職員

② 職制の改廃や勤務公署移転の円滑化を目的とし、当該公署等に属する職員

なお、募集内容については任命権者がその都度要項で定めることとしています。

(2) 早期退職時の特例措置である退職手当基本額の割増について、次のとおり拡充を行います。

① 対象者について、定年前10年内から、定年前15年内の退職者とします。

② 割増率について、定年までの残年数1年当たり2%、最大20%から、1年当たり3%、最大45%とします。ただし、定年前1年については、現行どおり2%のままとします。

(参考：定年60歳の場合)

年齢	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45
改正後 (%)	2	6	9	12	15	18	21	24	27	30	33	36	39	42	45
現行 (%)	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	—	—	—	—	—

3 施行日

平成26年1月1日

議案第173号

三重県税外収入通則条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

地方税法の一部を改正する法律による地方税法の一部改正(平成25年3月30日公布、平成26年1月1日施行)に鑑み、延滞金についての規定を整備するものです。

2 改正内容

延滞金の割合等の特例について、以下のとおり改正します。

(現行)

	本則 (第5条)	特例 (附則第6項)	(参考) 現在の商業手形 の基準割引率 =0.3%
延滞金	14.5%	—	—
督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間	7.25%	特例基準割合(※1)	4.3%

※1：商業手形の基準割引率+4%

(改正案)

	本則 (第5条)	特例 (附則第6項) 改正案	(参考) 貸出約定平均金 利の年平均が 1%の場合
延滞金	14.5%	特例基準割合(※2)+7.25%	9.25%
督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間	7.25%	特例基準割合(※2)+1%	3%

※2：貸出約定平均金利+1%

3 施行日

平成26年1月1日

◎所管事項

1 平成26年度当初予算要求状況（総務部関係分）について

1 施策別予算要求状況

(単位：千円)

施策番号	施策名	26年度要求額	25年度 当初予算額	増減額
152	廃棄物総合対策の推進	11,067	10,816	251
	小計	11,067	10,816	251
211	人権が尊重される社会づくり	6,078	4,040	2,038
	小計	6,078	4,040	2,038
行政運営2	行財政改革の推進による 県行政の自立運営	1,265,374	1,066,529	198,845
行政運営3	行財政改革の推進による 県財政の的確な運営	82,367,989	72,371,080	9,996,909
	小計	83,633,363	73,437,609	10,195,754

行政委員会	行政委員会の事務	697	766	△69
	小計	697	766	△69

その他	人件費	6,757,068	5,725,392	1,031,676
	公債費（一般会計）	114,072,241	112,784,960	1,287,281
	公債費（県債管理特別会計）	(131,422,233) 110,662,233	(159,014,957) 109,919,957	(△27,592,724) 742,276
	交際費、予備費	100,200	100,200	0
	小計	(252,351,742) 231,591,742	(277,625,509) 228,530,509	(△25,273,767) 3,061,233

合計		(336,002,947) 315,242,947	(351,078,740) 301,983,740	(△15,075,793) 13,259,207
----	--	------------------------------	------------------------------	-----------------------------

会計別内訳	一般会計	201,171,529	187,448,566	13,722,963
	県債管理特別会計	(134,830,229) 114,070,229	(161,826,451) 112,731,451	(△26,996,222) 1,338,778
	公共用地先行取得事業特別会計	1,189	1,803,723	△1,802,534

(注) ()内は、借換債発行分を含めた額です。

2 主な事業

行政運営2 行財政改革の推進による県行政の自立運営

- 1 行政改革推進事業【基本事業名：40201 自立的な県行政の運営】
予算額：(25) 2,973千円 → (26) 4,719千円
事業概要：「三重県行財政改革取組」における各取組の推進及び適切な進行管理を行うとともに、「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」による政策推進の仕組みの運用や、職員の提案・表彰制度等職員の意欲向上に向けた組織風土づくりなどに具体的に取り組みます。
- 2 政策評価等推進事業【基本事業名：40201 自立的な県行政の運営】
予算額：(25) 2,957千円 → (26) 2,476千円
事業概要：施策や事業展開の評価を的確に行い、評価結果等を「成果レポート」として取りまとめて公表することにより、県民の皆さんとの情報共有を図ります。また、事業の見直しを行い、施策の目標達成に資するため、外部有識者の意見を聴き取り、次の事業展開の参考とします。
- 3 法務事務費【基本事業名：40201 自立的な県行政の運営】
予算額：(25) 5,796千円 → (26) 6,041千円
事業概要：職員の法務事務や訴訟事務に対する理解を深めるとともに、施策や業務の妥当性について、事前に法的観点から検証を行う仕組み(リーガル・サポート)を活用し、法令の習熟度の向上に取り組みます。
- 4 人事管理事務費【基本事業名：40202 人材育成の推進】
予算額：(25) 39,785千円 → (26) 41,195千円
事業概要：「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、現場を重視し、県民の皆さんとともに、「協創」の取組を進めることができる、高い意欲と能力を持った人づくりに取り組みます。
- 5 職員健康管理運営費【基本事業名：40202 人材育成の推進】
予算額：(25) 68,944千円 → (26) 70,241千円
事業概要：各種の健康増進事業、健康診断事業、総合的なメンタルヘルス対策事業を実施し、職員自らが心と体の健康づくりに取り組めるよう支援します。
- 6 総務事務費【基本事業名：40201 自立的な県行政の運営】
予算額：(25) 185,037千円 → (26) 403,195千円
事業概要：総務事務システムの機器等のリース契約期間が満了することから、機器等を更新し、引き続き職員の給与や旅費等の総務事務について、集中処理を行うことにより、事務処理の効率化と職員の利便性の向上を図ります。
- 7 危機管理推進事業【基本事業名：40201 自立的な県行政の運営】
予算額：(25) 3,005千円 → (26) 2,054千円
事業概要：危機発生時に迅速・的確な対応ができるよう、職務に応じた職員研修や危機管理リーダー研修などを行います。

行政運営3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営

- 1 予算編成支援システム管理費【基本事業名：40301 持続可能な財政運営の推進】
 予算額：(25) 38,121千円 → (26) 166,521千円
 事業概要：予算編成支援システムの機器等のリース契約期間満了により更新を行うことで、安定稼働を確保し、予算編成事務が迅速かつ正確に執行できるよう支援します。
- 2 (一部新) 電算管理費【基本事業名：40302 公平・公正な税の執行と税収の確保】
 予算額：(25) 293,769千円 → (26) 318,419千円
 事業概要：納税者に対する窓口サービスの充実や課税、収納等を効率的かつ適正、迅速に実施するため、三重県総合税システムの運用及び改修を行います。また、社会保障・税番号制度導入に向けた取組を進めます。
- 3 賦課調査事務費【基本事業名：40302 公平・公正な税の執行と税収の確保】
 予算額：(25) 217,377千円 → (26) 207,995千円
 事業概要：課税の公平性を確保するため、各県税事務所、自動車税事務所において課税事務及び課税調査等を実施します。また、「みえ森と緑の県民税」について、引き続き広報を実施し、県民の理解を一層深めるよう取り組みます。
- 4 地方税収確保対策事業【基本事業名：40302 公平・公正な税の執行と税収の確保】
 予算額：(25) 7,074千円 → (26) 5,988千円
 事業概要：県と市町が連携して、地方税収の確保対策の検討や職員研修等による税務職員の資質の向上を図り、地方税全体の税収の確保や個人県民税の収入未済額の縮減に取り組みます。
- 5 県庁舎等維持修繕費【基本事業名：40303 最適な資産管理と職場環境づくり】
 予算額：(25) 799,437千円 → (26) 876,170千円
 事業概要：庁舎の外壁改修や老朽化した設備機器等の改修などを進めます。

3 一部新規事業

細事業名	事業内容	事業費
電算管理費	社会保障・税番号制度の導入に向けた取組を進めます。	72,684千円

4 事業の見直し(廃止事業)

細事業名	廃止理由	事業費
県庁ISO14001運営管理事業	県庁環境マネジメントの「ISO14001によるPDCAサイクル」と「みえ成果向上サイクル」との二重管理を、「みえ成果向上サイクル」に一本化するため。	5,258千円
地域庁舎整備事業	平成25年度末で伊勢庁舎建設が終了し、地域庁舎の整備が完了するため。	96,948千円
県庁舎等耐震対策事業	平成25年度をもって、地域庁舎本館棟及び附属棟の耐震化工事が完了するため。	3,272千円

政策的経費(非公共事業)の優先度判断調書

部局名:総務部

(単位:千円)

優先度	施策	選択・集中P	課名	細事業名	事業概要	補助	委託	H25当初		H26要求額		法令義務
								事業費	一般財源	事業費	一般財源	
A	行運2		総務課	栄典事務費	三重県表彰規則に基づき、県民功労者としてふさわしい方を表彰するとともに、叙勲・褒章に係る国への上申事務を円滑に行うために要する経費。			1,609	1,609	1,555	1,555	
A	行運2		総務課	組織管理事務費	総務部全体の管理運営に要する経費。			2,648	2,648	4,163	4,083	
A	行運2		行財政改革推進課	公益法人外郭団体事業費	「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第50条第1項、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第138条第1項の規定によりその権限に属させられた事項の処理並びに県出資法人条例等に基づく経営評価制度の運用に要する経費。			827	827	449	449	○
A	行運2		行財政改革推進課	行政改革推進事業費	「三重県行財政改革取組」における各取組の推進、「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」による政策推進の仕組みの運用及び職員の意欲向上に向けた組織風土づくりのための職員提案・表彰制度の運用に要する経費。		○	2,595	2,595	4,203	4,203	
A	行運2		法務・文書課	文書令達事務費	文書の收受、配布及び発送並びに公印管理に要する経費。			33	33	27	27	
A	行運2		法務・文書課	法務事務費	法令執行の適正化及び法令習熟度の向上を図るための事務並びに訴訟事務を行うために要する経費。			2,313	2,313	2,455	2,455	
A	行運2		人事課	人事管理事務費	「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、現場を重視し、県民の皆さんとともに、「協創」の取組を進めることができる、高い意欲と能力を持った人づくりに取り組むための経費。		○	3,823	3,789	3,593	3,557	
A	211		人事課	人権等研修費	県職員が、研修等により、さまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権問題を自らの課題として認識し、その解決に積極的に取り組むことができるようになるための経費。		○	3,680	3,680	3,323	3,323	

部局名:総務部

(単位:千円)

優先度	施策	選択・集中P	課名	細事業名	事業概要	補助	委託	H25当初		H26要求額		法令義務
								事業費	一般財源	事業費	一般財源	
A	行運2		人事課	給与総務事務費	給与制度に従って迅速かつ正確に職員に給与を支給するためのシステム運用、システム再構築等の事務処理にかかる経費。			412	412	349	349	
A	行運2		総務事務課	総務事務費	職員の服務、給与、旅費等の手続を総務事務センターで集中処理を行うための運営経費。			1,733	1,733	1,533	1,533	
A	行運2		財政課	政策評価等推進事業費(政策評価事務費)	地方自治法第233条第5項に定める「主要な施策の成果に関する報告書」としても取りまとめる「成果レポート」作成、公表に要する経費。		○	1,529	1,529	1,433	1,433	○
A	行運2		財政課	政策評価等推進事業費(有識者懇話会事業費)	事務事業の見直しにおける外部有識者意見の聴き取りに要する経費。		○	818	818	1,043	1,043	
A	行運3		財政課	予算調整事務費	予算編成及び執行に要する経費(旅費等)。地方債協会会費、全国自治宝くじ事務協議会等負担金。			9,573	8,218	9,168	7,666	
A	行運3		税務・債権管理課	税務総務事務費	税務職員の資質向上のための研修、税務基幹職員の養成を図るための自治大学校派遣、ふるさと応援寄付金事務及び全国地方税務協議会等に要する経費。			3,826	3,826	5,835	5,835	
A	行運3		管財課	県庁舎等管理事業費	「みえ県有財産活用方針」に位置づけられたファシリティマネジメント研修開催等に要する経費。			279	279	237	237	
A	行運3		管財課	県有財産評価料及び事務費	県所有の普通財産の適正な維持管理、未利用土地等の処分の促進による効率的な財産運用を行うための経費。(不動産鑑定評価、境界測量、解体工事費等)		○	21,990	△ 21,111	21,835	△ 21,111	
A	行運2		職員研修センター	職員研修センター費	研修講師報償費、自治大学校派遣旅費(1部)・負担金、研修センター運営費等の経費。			4,331	4,331	3,695	3,695	

部局名: 総務部

(単位: 千円)

優先度	施策	選択・集中P	課名	細事業名	事業概要	補助	委託	H25当初		H26要求額		法令義務
								事業費	一般財源	事業費	一般財源	
小計								62,019	17,529	64,896	20,332	
B	行運2		総務課	組織管理事務費	総務部事務用品等購入に要する経費。(消耗品費、連絡調整用旅費等)			618	618	913	913	
B	行運2		行財政改革推進課	行政改革推進事業費	職員提案制度における調査、研修等に要する経費。(職員提案制度調査旅費他)		○	378	378	516	516	
B	行運2		人事課	人事管理事務費	人事管理事務に要する経費。(消耗品、研修負担金等)		○	140	140	139	139	
B	行運2		総務事務課	総務事務費	職員のサービス、給与、旅費等の手続を総務事務センターで集中処理を行うための運営経費。(連絡調整用旅費他)			216	216	170	170	
B	行運2		職員研修センター	職員研修センター費	自治大学校旅費(1部・2部特別課程)、負担金。			259	259	257	257	
小計								1,611	1,611	1,995	1,995	
合計								63,630	19,140	66,891	22,327	

2 税外の未収金対策について

(1) 債権管理及び私債権徴収条例（仮称）《最終案》について

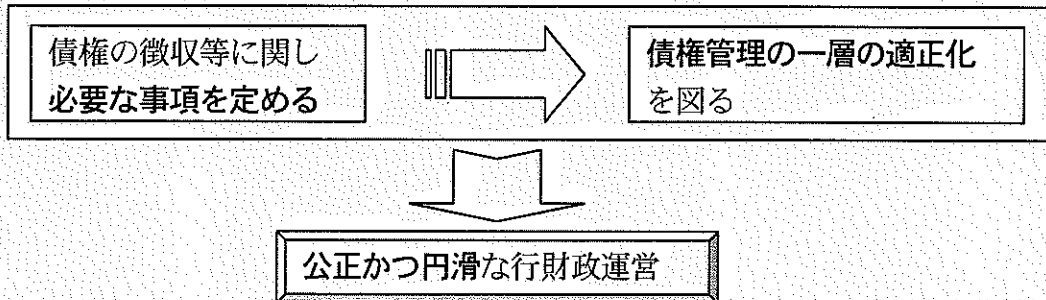
1 条例制定の経緯

全庁的な税外の未収金対策として、共通する課題について統一的な取扱いや手続、基準等を定めた「三重県債権管理適正化指針」を平成25年3月に策定し、未収金の縮減へ向けた取組を行っています。

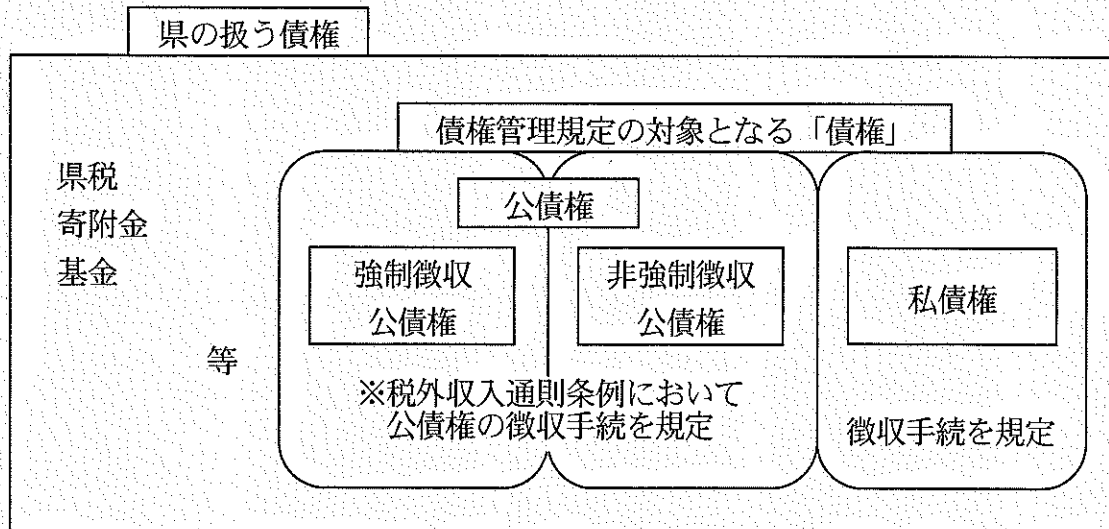
今回策定した指針に沿った手続を行ったとしても、なお一部の未収金において、回収が見込めないにもかかわらず長期間の債権管理が必要となる等といった課題があります。これらの課題を解消し、迅速な債権回収を図るとともに回収可能な債権の徴収業務等に県の経営資源を集中するためには、債権放棄の手続の見直しを含む検討が必要であることから、他県における条例や規則の状況などの債権管理事例の確認を行ったところです。こうした他県での条例制定の状況も踏まえて、本県でも長期管理債権の解消も含めた債権管理に関する条例が必要と考えています。

債権管理及び私債権徴収条例（仮称）を制定することによって、県が有する債権の徴収等に関し、債権の発生から消滅までに必要な事項について定め、債権管理の一層の適正化を図ることにより、公正かつ円滑な行財政運営に繋げていきたいと考えています。

(参考) 条例案の目的（第1条）



2 定義（第2条）



3 他の法令等との関係（第3条）

公債権を規定する公債権徴収条例（仮称）や、法令及び条例に特別の定めがある場合を除き、条例の定めるところによる。

4 債権の管理（第4条）

債権管理の基本姿勢を次のように定める。【三重県債権管理適正化指針 3】

債権の管理に関する事務は、法令及び条例等の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。

5 債権管理体制の整備（第5条）

知事及び公営企業管理者が管理体制の整備を行い、未収金の状況について情報提供に努める事を明記。

6 私債権の徴収手続（第6条～第15条）

私債権の徴収手続については、地方自治法等の法令や既存の条例等を参考に県において行うべき債権回収及び徴収緩和手続を規定しています。

(1) 督促（第6条）

【三重県債権管理適正化指針 5-(2)-ア】

履行期限までに履行しない者への督促の義務を明記

・地方自治法第240条を受けた地方自治法施行令第171条の規定と同じ

(2) 遅延損害金（第7条）

【三重県債権管理適正化指針 5-(4)-イ】

違約金（賠償額の予定を定めたもの）の定めがあるものを除き、遅延損害金を年5%とし、公債権（三重県税外収入通則条例で規定有）と同様な減免制度を整備

(3) 強制徴収等（第8条）

【三重県債権管理適正化指針 5-(2)-オ】

督促をした後相当な期間を経過してもなお履行されないときは、特別な事由がある場合を除き、担保権の実行、強制執行又は訴訟手続による履行の請求をとらなければならない。

・地方自治法施行令第171条の2の規定と同じ

(4) 履行期限の繰上げ（第9条）

【三重県債権管理適正化指針 5-(1)-エ】

・地方自治法施行令第171条の3の規定と同じ

(5) 債権の申出等（第10条）

【三重県債権管理適正化指針 5-(1)-エ】

・地方自治法施行令第171条の4の規定と同じ

(6) 徴収停止（第11条）

【三重県債権管理適正化指針 5-(3)-ア】

・地方自治法施行令第171条の5の規定と同じ

※ 徴収停止の要件

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(7) 履行延期の特約等 (第 12 条) 【三重県債権管理適正化指針 5-(3)-イ】

- ・ 地方自治法施行令第 171 条の 6 の規定と同じ

※ 履行延期の特約等の要件

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

(8) 免除 (第 13 条) 【三重県債権管理適正化指針 5-(3)-ウ】

- ・ 地方自治法施行令第 171 条の 7 の規定と同じ

(9) 債権の放棄 (第 14 条) 【三重県債権管理適正化指針 5-(3)-エ、7】

※ 債権放棄の基準 (案)

- ア 徴収停止後 3 年を経過した後においてもなお徴収停止の事由が認められるとき
 - ※ 3 年は地方税法の執行停止と同一
- イ 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額を超えないと見込まれるとき
 - ※ 債権管理事務取扱規則第三十条のみなし消滅規定 (第三号) を準用
- ウ 時効完成時につぎの各項目にかかる事由にあるとき
 - ① 債務者に差し押さえることができる財産が無いとき
 - ② 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
 - ③ 所在不明かつ差押えできる財産がともに不明であるとき
 - ※ ①～③地方税法の執行停止の要件

(10) 報告 (第 15 条)

債権放棄を行ったときは、議会へ報告しなければならない。

※運用 (案) については別紙参照

7 その他

(1) 規則等への委任 (第 16 条)

三重県債権管理及び私債権徴収条例 (仮称) 施行規則を定め、具体的手続等を規定

ア **債権管理体制の整備方法**

債権管理簿等の整備

債権管理事務の総括

債権管理者の設置

債権管理推進会議の設置

債権処理計画の策定・公表

イ **私債権の徴収手続**

督促の処理手続

履行期限の繰上げの要件

徴収停止の手続

履行期限の特約等の手続・特約時の条件

債権の放棄・議会への報告の手続

(2) 施行期日 (附則 1)

平成 26 年 4 月 1 日とする。

遅延損害金の施行日は平成 27 年 4 月 1 日とする。

(3) 経過措置 (附則 2)

ア 遅延損害金については、施行期日以降に発生した私債権に適用

イ 遅延損害金の減免については、施行期日前に係るものにも適用

8 今後の予定

・平成 25 年 12 月 パブリックコメントの実施

・平成 26 年 2 月 2 月定例会に条例案を提出

・平成 26 年 4 月 条例の施行を予定 (一部平成 27 年 4 月)

別紙 債権放棄を行った債権の県議会への報告について（案）

債権管理及び私債権徴収条例《最終案》（以下「条例案」という。）において、「債権放棄を行ったときは議会に報告しなければならない」と規定していますが、その運用については次のとおりお願いしたいと考えています。

1 債権放棄の時期

放棄の決定は毎年度末

2 議会への報告時期

9月定例会議会へ報告

（決算認定議案提出時と同時に報告）

※ 決算認定議案の提出日が異なるため、企業会計と一般・特別会計の2段階での報告となります。

（他県の事例）

（1）東京都

・9月定例会議会（決算議案と同時に提出）

※ 東京都では、3月に債権放棄を決定し9月議会に報告しています。

3 報告の内容

① 債権の種類

② 債権の額

③ 放棄事由（条例案の条文毎に類型化したもの）

（他県の事例）

（1）東京都

・施行規則において、報告項目を「債権の種類」及び「債権の額」、「知事が必要と認める事項」とし、放棄決定の日を公表しています。

（2）岡山県

・施行規則において、報告項目を「債権の種類」及び「債権の額」としてしています。

○ 条例案の「債権の放棄」の規定

(債権の放棄)

第十四条 知事等は、私債権が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等に係る私債権を放棄することができる。

一 第十一条の規定により徴収停止の措置を行った私債権について、徴収停止の措置をとった日から三年を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由が認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる特別の事由があるときを除く。）。

二 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける債権（法第二百四十条第四項第一号に掲げる債権を含む。）及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したものについて、次のいずれかに掲げる事由があるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等に係る私債権を放棄することができる。

一 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。

二 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三 債務者の所在及び差し押さえることができる財産がともに不明であるとき。

(報告)

第十五条 知事は、前条の規定により私債権を放棄したときは、これを三重県議会に報告しなければならない。

(参考1) 三重県債権管理及び私債権徴収条例(仮称)《最終案》

平成二十六年〇〇月〇〇日

三重県条例第〇〇号

三重県債権管理及び私債権徴収条例(仮称)を公布する。

三重県債権管理及び私債権徴収条例(仮称)

(目的)

第一条 この条例は、三重県(以下「県」という。)が有する債権の徴収等に関し、必要な事項について定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 債権 金銭の給付を目的とする県の権利(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十条第四項第一号及び第三号から第八号に掲げる債権を除く。)をいう。

二 公債権 債権のうち、法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権をいう。

三 私債権 債権のうち、消滅時効について時効の援用を要する債権をいう。

四 条例等 条例並びに三重県規則、法第百三十八条の四第二項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十条に規定する企業管理規程(以下「規則等」という。)をいう。

(他の法令等との関係)

第三条 債権の管理に関する事務の処理については、公債権に係る三重県公債権徴収条例(仮称)(昭和三十九年三重県条例十三号)の規定、法令及び条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(債権の管理)

第四条 債権の管理に関する事務は、法令及び条例等の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。

(債権管理体制の整備)

第五条 知事及び公営企業管理者(以下「知事等」という。)は、債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

2 知事は、債権を適正に管理するため、債権の管理に関する事務の処理についての手続を整えるとともに、当該事務の処理について必要な調整を行うものとする。

3 知事等は、債権に係る未収金の状況について広く県民へ情報提供に努めなければならない。

(督促)

第六条 知事等は、私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより期限を指定してこれを督促しなければならない。

(遅延損害金)

第七条 知事等は、私債権について、履行期限までに履行されないときは履行の遅滞に係る損害賠償金（以下「遅延損害金」という。）を徴収する。

2 前項の遅延損害金の額は、別に債務者との合意や違約金等の定めのある場合を除き（次項から第五項において同じ）、同項の私債権の履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該私債権の金額に年五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

3 前項の遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる私債権の金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第二項の遅延損害金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 第二項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

6 知事等は、私債権の履行期限までに当該私債権を履行しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第一項の遅延損害金を減免することができる。

（強制執行等）

第八条 知事等は、私債権について、第六条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第十一条の措置をとる場合又は第十二条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている私債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該私債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある私債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

三 前二号に該当しない私債権（第一号に該当する私債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第九条 知事等は、私債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第十条 知事等は、私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により県が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、知事等は、私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しく

は仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第十一条 知事等は、私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第十二条 知事等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該私債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

五 貸付金に係る私債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 知事等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した遅延損害金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る私債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第十三条 知事等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした私債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に

係る私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。
(債権の放棄)

第十四条 知事等は、私債権が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等に係る私債権を放棄することができる。

一 第十一条の規定により徴収停止の措置を行った私債権について、徴収停止の措置をとった日から三年を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由が認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる特別の事由があるときを除く。）。

二 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける債権（法第二百四十条第四項第一号に掲げる債権を含む。）及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したものについて、次のいずれかに掲げる事由があるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等に係る私債権を放棄することができる。

一 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。

二 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三 債務者の所在及び差し押さえることができる財産がともに不明であるとき。

(報告)

第十五条 知事は、前条の規定により私債権を放棄したときは、これを三重県議会に報告しなければならない。

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第七条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(適用範囲)

2 第七条の規定は、本条の施行の日以後に発生した私債権に係る遅延損害金に適用する。ただし、第七条第六項の規定は、本条の施行の日前に履行期限が到来した私債権に係る遅延損害金についても適用する。